

資産公開関係報告書の閲覧等について

政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例及び同条例施行規程に基づき、資産公開関係報告書の閲覧を開始します。

- 1 閲覧開始日 令和3年6月30日（水）
- 2 閲覧を開始する資産公開関係報告書
 - (1) 資産等補充報告書（令和2年分）
 - (2) 所得等報告書（令和2年分）
 - (3) 関連会社等報告書（令和3年4月1日時点）
- 3 閲覧場所 県庁新庁舎 議会局総務課
- 4 閲覧時間 8:30 から 12:00 まで及び
13:00 から 17:15 まで
- 5 閲覧業務を行わない日
 - ・ 日曜日及び土曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日

<参考>

「政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例」（抄）

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第5条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）は、報告書を受理した議会の議長において、報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県内に住所を有する者その他規程で定めるものは、議会の議長に対し、前項の規定により保存されている報告書の閲覧を請求することができる。

「政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程」（抄）

（報告書の閲覧）

第9条 条例第5条第2項の規程で定めるものは、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

3～7 （略）